

第2回桜区「区の花・区の木」策定委員会 次 第

日 時：平成22年12月2日（木）

午後2時

場 所：桜区役所 3階第1会議室

- 1 開 会
- 2 会長あいさつ
- 3 議 題
 - (1) 「区の花・区の木」の決定について
 - (2) 「区の花・区の木」の活用について
 - (3) 区長への報告について
- 4 その他
- 5 閉 会

投票場所・期間・投票数一覧

投票箱設置場所

会 場	期 間	投票数
区役所	8月23日(月)～10月22日(金)	231
プラザウエスト	8月23日(月)～10月22日(金)	161
支所・公民館	9月1日(水)～9月30日(木)	202
記念総合体育館	8月30日(月)～9月5日(日)	4
大型商店(ダイクマ)	9月6日(月)～9月12日(日)	2
総合病院(西部総合病院)	9月13日(月)～20日(月)	16
西浦和駅	9月21日(火)～26日(日)	28
大久保東児童センター	9月27日(月)～10月3日(日)	136
埼玉大学	9月2日(木)～10月23日(土)	163
自治会	区長懇談会(土合地区) 8月26日(木)・9月7日(火)・17日(金) 大久保地区自治会連合会定例会 10月14日(木)	53
ロビーコンサート	9月29日(水)	98
区民ふれあいまつり	10月23日(土)	52
小 計		1,146

投票箱設置場所以外

項 目	投票数
保健センター事業参加者	47
各種会議出席者(交通指導員連絡会、民生委員児童委員協議会)	127
桜区老人会主催芸能大会	34
田島団地フリーマーケット	237
赤い羽根街頭募金	18
委員等による取りまとめ	226
小 計	689

合 計	1,835
-----	-------

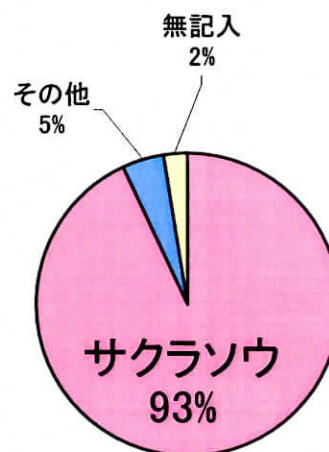
区民投票集計結果

1 投票数 1, 835 票

2 「区の花」

1	サクラソウ	1,708
2	その他	83
3	無記入	44

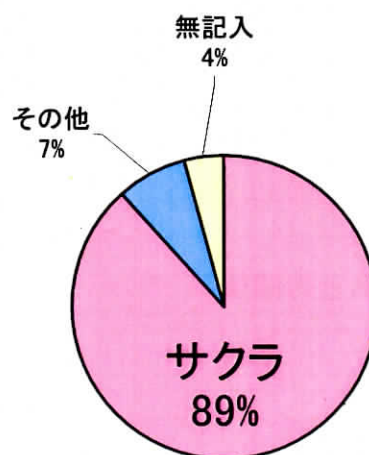
【その他】 コスモス(14)、ヒマワリ(9)、
ハナミズキ(5)、サクラ・バラ・カスミソウ(3)



3 「区の木」

1	サクラ	1,619
2	その他	137
3	無記入	79

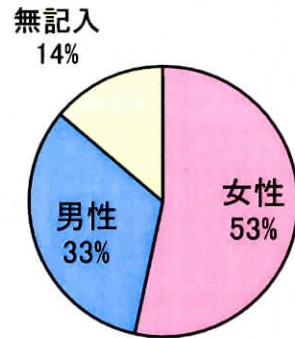
【その他】 ケヤキ(29)、クス(14)、キンモクセイ(5)
イチヨウ・サルスベリ(4)、ウメ・マツ(3)



4 投票者

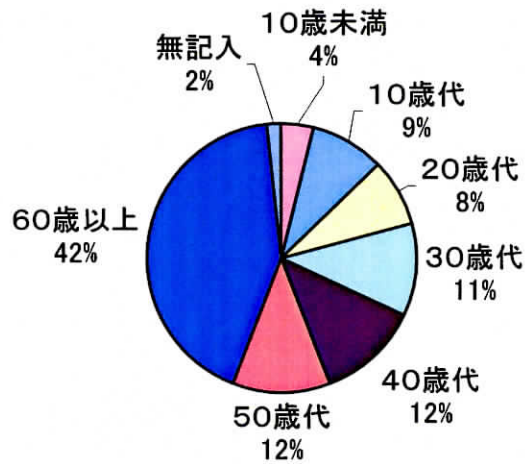
(1) 性別

1	女性	979
2	男性	603
3	無記入	253



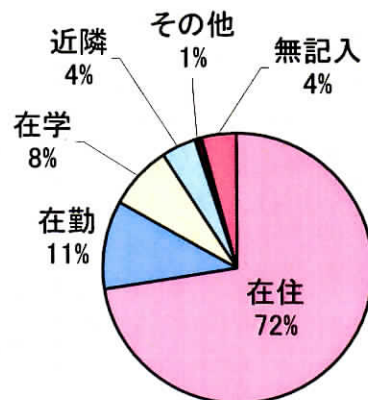
(2) 年齢

1	10歳未満	69
2	10歳代	165
3	20歳代	147
4	30歳代	203
5	40歳代	225
6	50歳代	215
7	60歳以上	781
8	無記入	30



(3) 桜区との関係

1	在住	1,331
2	在勤	194
3	在学	141
4	近隣	77
5	その他	13
6	無記入	79



【近隣・その他】南区(31)、浦和区(14)、中央区(10)、北区(6)、見沼区(3)

桜区「区の花・区の木」活用方法（案）

(1) ロゴマークの作成

区の花と区の木を使用したロゴマークを作成する。ロゴマークは、区役所で使用する封筒、名刺や、市報さいたま桜区版等に使用する。また、区民も使用することができるよう桜区ホームページからダウンロードができるようにする。

(2) 地域イベントでの紹介

「さくら草まつり」や「桜区区民ふれあいまつり」において、区の花と区の木を紹介する。

(3) 展示会の開催

区の花の開花時期に合わせ、区役所や西浦和駅等、区内各所において区の花の展示会を行う。

(4) マップの作成

区の花と区の木の自生地や植栽箇所を掲載したマップを作成する。

(5) コンサート及び鑑賞会の開催

区の花や区の木の開花時期等に、プラザウエストの1階ロビーにおいてコンサートを行う。コンサートでは区の花や区の木にちなんだ曲等を演奏する。

(案)

資料 No. 3

平成22年12月 日

桜区長 都倉 正敬 様

桜区「区の花・区の木」策定委員会
会長 細川 江利子

桜区の花及び桜区の木の決定について（報告）

平成22年7月26日付で桜区長より依頼のあった「桜区の花及び桜区の木
の策定」について、審議の結果、別添のとおり決定しましたので報告いたします。

(案)

桜区の花 及び 桜区の木

策定報告書

平成22年12月

桜区「区の花・区の木」策定委員会

目 次

1	はじめに	1 頁
2	区の花と区の木の設定方法	2 頁
3	区民投票	2 頁
4	区の花と区の木の設定	3 頁
5	活用案	3 頁
資料 1	委員名簿	4 頁
資料 2	審議経過	5 頁
資料 3	投票用紙	6 頁
資料 4 - 1	投票場所・期間・投票数一覧	7 頁
資料 4 - 2	区民投票集計結果	8 頁
資料 5	桜区「区の花・区の木」策定委員会設置要綱	10 頁

1 はじめに

私たち「桜区『区の花・区の木』策定委員会」の委員は、清水勇人さいたま市長の掲げた「しあわせ倍増プラン2009」にあるみどり倍増プロジェクトの取り組みの一つである「区の花制定事業」の制定案を策定するべく、桜区長より委嘱され『桜区の花』を策定しました。

また、区の花に併せて『桜区の木』の策定もしたところでもあります。

策定にあたっては、区の花（区の木）の候補を決め、区民の信任を得るための区民投票も実施し、その結果多くの区民の総意であることを確認し決定したものです。

— 桜区の花 —

— 桜区の木 —

平成 22 年 12 月

桜区「区の花・区の木」策定委員会
会長 細川江利子

2 区の花と区の木の設定方法

(1) 区の花の区の木の設定候補

区の花の候補・・・サクラソウ

区の木の設定候補・・・サクラ

区の花の候補をサクラソウとする理由は、サクラソウ自生地としては唯一の国指定特別天然記念物「田島ヶ原サクラソウ自生地」が区内にあるためである。区の木の設定候補をサクラとする理由は、鴨川堤桜通り公園や荒川総合運動公園通り、プラザウエスト周辺など、サクラの名所が多いためである。また、桜区区民会議から区長へ「区の花はサクラソウ・区の木はサクラ」という提言があったことも理由となっている。

(2) 設定方法

区民投票の結果を踏まえ、策定委員会で審議のうえ決定する。

3 区民投票

(1) 投票期間

平成22年8月23日(月)～10月23日(土)

(2) 投票用紙

資料3「投票用紙」のとおり

(3) 投票箱設置場所

資料4-1「投票場所・期間・投票数一覧」のとおり

(4) 投票資格

① 桜区に在住・在勤・在学の方

② ①の方以外で、桜区に来訪し、桜区の花や木に関心を持つ方

(5) 投票方法

区の花はサクラソウ、区の木はサクラの信任投票とする。

(6) 投票結果

資料4-1「投票場所・期間・投票数一覧」及び

資料4-2「区民投票集計結果」のとおり

3 区の花と区の木の設定

区民投票の結果を踏まえ、策定委員会で審議のうえ次のとおり決定する。

区の花・・・

区の木・・・

4 活用案

桜区「区の花・区の木」策定委員会委員名簿

	役職	氏名	団体名等
1	会長	細川 江利子	埼玉大学 教授
2	副会長	中村 勝美	桜区自治会連合会 会長
3		小堀 康雄	西浦和駅 駅長
4		山本 茂樹	桜区区民会議 会長
5		清水 いづみ	桜区区民会議 委員
6		菊地 文	公募委員
7		岡田 節子	公募委員
8		増岡 孝夫	桜区 副区長

(敬称略)

桜区「区の花・区の木」策定委員会 審議経過

会議名	日時	内容
第1回桜区「区の花・区の木」策定委員会	平成22年7月26日(月) 14時～15時	「区の花・区の木」案の決定について 区民投票の実施方法について
第2回桜区「区の花・区の木」策定委員会	平成22年12月2日(木) 14時～ 時	「区の花・区の木」の決定について 「区の花・区の木」の活用について 区長への報告について
桜区「区の花・区の木」報告会	平成22年 月 日() 時～ 時	「桜区の花及び桜区の木策定報告書」 提出

(表)

桜区の「区の花・区の木」

を決めましょう

桜区「区の花・区の木」策定委員会では、「サクラソウ・サクラ」という案を考えています。皆さんはいかがですか？ぜひ投票にご参加ください。

※1か2に○を付けてください。

区の花	区の木
1 サクラソウがよい	1 サクラがよい
2 他の花がよい (花名)	2 他の木がよい (木名)

※差し支えない範囲でご記入ください。

性別	男性	女性	
年齢	10歳以下	20代	30代
	40代	50代	60歳以上
桜区との関係	在住	在勤	在学
	近隣 ()	区	その他 ()

さいたま市桜区「区の花・区の木」策定委員会
(事務局) 桜区役所コミュニティ課
電話 048-856-6130

(裏)

桜区とサクラソウ

桜区には国の特別天然記念物「田島ケ原サクラソウ自生地」があります。約4.1haの自生地には約150万株のサクラソウが自生しています。

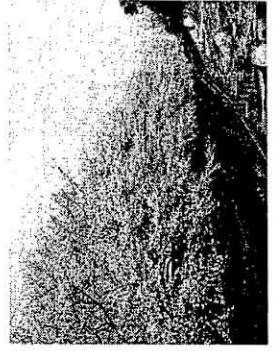
サクラソウはサクラソウ科の多年生草本で、全体の姿が優しく、美しい花をつけます。江戸時代から園芸植物として多くの品種が栽培されていますが、それらの原産地は、荒川流域といわれています。



桜区とサクラ

桜区内には、サクラの名所が身近にたくさんあります。サクラが約2kmにわたって連なり、桜まつりが開かれる「鴨川堤桜通り公園」、在家のサクラとして

地元で親しまれている一本桜「林鐘寺のイトザクラ」、11品種のサクラが見られる「プラザウエスト」など、桜の季節には目を楽しませてくれます。



投票場所・期間・投票数一覧

投票箱設置場所

会 場	期 間	投票数
区役所	8月23日(月)～10月22日(金)	231
プラザウエスト	8月23日(月)～10月22日(金)	161
支所・公民館	9月1日(水)～9月30日(木)	202
記念総合体育館	8月30日(月)～9月5日(日)	4
大型商店(ダイクマ)	9月6日(月)～9月12日(日)	2
総合病院(西部総合病院)	9月13日(月)～20日(月)	16
西浦和駅	9月21日(火)～26日(日)	28
大久保東児童センター	9月27日(月)～10月3日(日)	136
埼玉大学	9月2日(木)～10月23日(土)	163
自治会	区長懇談会(土合地区) 8月26日(木)・9月7日(火)・17日(金) 大久保地区自治会連合会定例会 10月14日(木)	53
ロビーコンサート	9月29日(水)	98
区民ふれあいまつり	10月23日(土)	52
小 計		1,146

投票箱設置場所以外

項 目	投票数
保健センター事業参加者	47
各種会議出席者(交通指導員連絡会、民生委員児童委員協議会)	127
桜区老人会主催芸能大会	34
田島団地フリーマーケット	237
赤い羽根街頭募金	18
委員等による取りまとめ	226
小 計	689

合 計	1,835
-----	-------

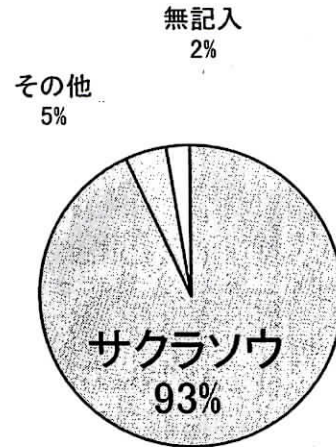
区民投票集計結果

1 投票数 1, 8 3 5 票

2 「区の花」

1	サクラソウ	1, 708
2	その他	83
3	無記入	44

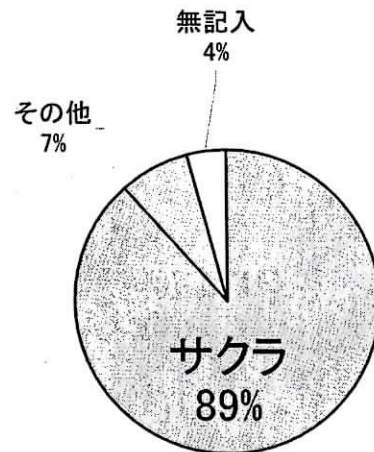
【その他】 コスモス(14)、ヒマワリ(9)、
ハナミズキ(5)、サクラ・バラ・カスミソウ(3)



3 「区の木」

1	サクラ	1, 619
2	その他	137
3	無記入	79

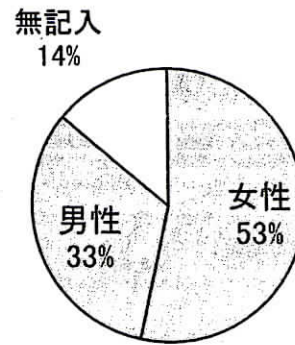
【その他】 ケヤキ(29)、クス(14)、キンモクセイ(5)
イチヨウ・サルスベリ(4)、ウメ・マツ(3)



4 投票者

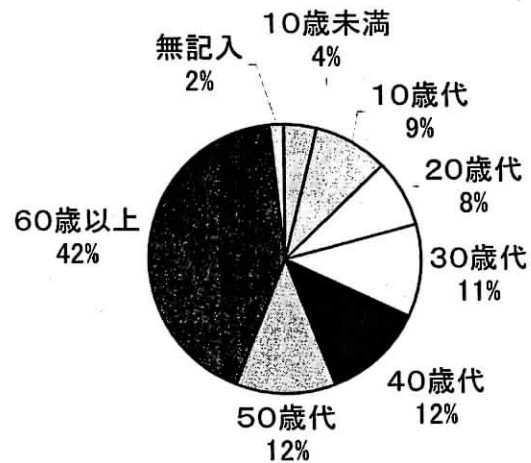
(1) 性別

1	女性	979
2	男性	603
3	無記入	253



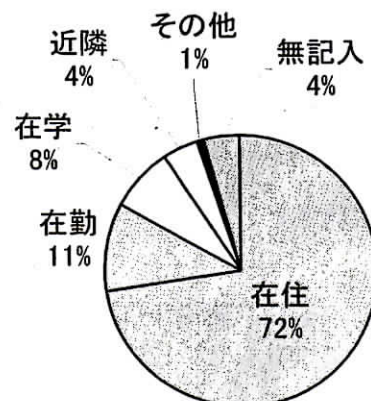
(2) 年齢

1	10歳未満	69
2	10歳代	165
3	20歳代	147
4	30歳代	203
5	40歳代	225
6	50歳代	215
7	60歳以上	781
8	無記入	30



(3) 桜区との関係

1	在住	1,331
2	在勤	194
3	在学	141
4	近隣	77
5	その他	13
6	無記入	79



【近隣・その他】南区(31)、浦和区(14)、中央区(10)、北区(6)、見沼区(3)

さいたま市桜区「区の花・区の木」策定委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 生命感や躍動感にあふれ、市民一人ひとりが生き生きと心豊かに暮らせる「花と緑の豊かなまち」を実現するため、区の緑化推進のシンボルフラワーとして区の花、シンボルツリーとして区の木を策定することを目的に、さいたま市桜区「区の花・区の木」策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 「区の花」及び「区の木」の策定に関すること。
- (2) その他「区の花」及び「区の木」の策定のために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、10人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、有識者、市民代表者（公募による市民、関係団体構成員など）及び市職員のうちから、区長が委嘱し、又は任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は、区長が委嘱または任命した日から区長への報告が終了した日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長各1名を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が召集し、会長が会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、桜区役所区民生活部コミュニティ課において処理する。

(補足)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年5月12日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日以降最初に開かれる委員会は、第6条第1項の規定にかかわらず、区長が召集する。